

1 こども基本法の施行を踏まえた対応

- 2023年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）を踏まえ、以下の対応を行う。
 - ① 次期計画は、現行の「あいち はぐみんプラン 2020-2024」に位置付けられている各種計画に加えて、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に位置付ける。
 - ② 計画策定過程において、子どもからの意見を聴取するための取組を行う。
 - ア 子ども・子育て会議に子ども（高校生・大学生を予定）を招き、意見を伺う。
 - イ 子ども向けに内容を分かりやすく説明した資料を作成し、子ども向けのパブリックコメントを行う。

【こども基本法の主な内容】

- 目的

こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とするもの。
- こども大綱

政府は、こども施策に関する大綱（「こども大綱」）を定める（令和5年12月22日に閣議決定）。こども大綱には以下の内容が含まれる。

 - 一 少子化社会対策基本法に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律に掲げる事項
- 自治体こども計画

都道府県は、こども大綱を勘案して、こども施策についての計画（都道府県こども計画）を策定するよう、また、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう努めるものとする。
- こども施策に対するこども等の意見の反映

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 直近の国の動向等を踏まえた対応

- こども基本法以外にも、直近の国の動向等も踏まえて、計画を策定する。

<主な直近の国の動向等>

ア 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うもの

- ・ こども家庭センターの設置
- ・ 訪問による家事支援・児童の居場所づくりの支援・親子関係の形成の支援等を行う事業の新設
- ・ 児童の入所措置や一時保護等の際の児童の意見聴取等の仕組みの整備 等

イ こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

子育てに係る経済的支援の強化や全ての子育て世帯を対象とする支援の拡充等による子ども・子育て支援の強化を行うもの

- ・ 児童手当の拡充
- ・ 出産・子育て応援給付金の制度化
- ・ 妊娠期からの伴走型相談支援の実施
- ・ 保育所等の職員配置基準の改善
- ・ 「こども誰でも通園制度」の創設 等

（参考）各計画一覧と関連する直近の国の動向等

計画	根拠	関連する直近の国の動向等
都道府県こども計画	こども基本法第10条	2023.4 こども基本法施行 2023.12 こども大綱策定 2023.12 こども未来戦略策定
少子化対策の推進に関する基本計画	愛知県少子化対策推進条例第6条	2023.12 こども大綱制定
都道府県行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条	2024.3 次世代育成支援対策推進法改正法案の国会提出 *法の期限を2035年3月31日まで延長
子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条	2023.12 こども未来戦略 2024.4 改正児童福祉法等施行
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条	2023.12 こども大綱制定
愛知県児童虐待防止基本計画	愛知県子どもを虐待から守る条例第10条	2024.12 改正児童福祉法等施行
社会的養育推進計画	「新しい社会的養育ビジョン」	2024.3 社会的養育推進計画の策定要領の改訂
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	2020.3 母子寡婦福祉法に基づく基本方針の改訂
母子保健計画	厚生労働省子ども家庭局長通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（2023.3）	2023.3 第2次成育医療等基本方針

都道府県子ども・若者計画 子ども・若者育成支援推進法 2023.12 こども大綱制定

3 策定スケジュール

- 子ども・子育て会議で4回の審議の後、2024年度内に策定・公表（詳細は資料4）。